

創立149周年

始良市立柁城小学校 学校だより7月号



生き生き柁城

やる気・根気・元気



No.440

令和2年7月22日

いきいき柁城ブログ QR

「1学期の御協力に感謝いたします。楽しい夏休みを」

校長 鶴 潔

今年の夏休みは、新型コロナウイルス感染予防のための臨時休業のため、例年よりも短くなりました。学期末に増えた5.5日（28時間）の授業を有効に活用し、熱中症とコロナ対策を行いながら、子どもたちの学力保証をしっかりとして参ります。

さて、夏休みに入ります。夏休みは家族の絆を深めるよい機会です。また、長期の休みを活用して、子ども自らが目標を立てやり遂げることで、自己有用感や自己肯定感を育む好機でもあります。何か一つでもよいので、「〇年生の夏休みは、〇〇にがんばった。やり遂げた。」と言える夏休みにしてください。読書やお手伝い、体力づくり、自由研究等、継続してできる目標を立て、実行しましょう。

お盆や帰省などで今まで以上に多くの人との関わりが増す時期となります。3密を防ぎ、お子さんの体調管理（特に毎日の検温）をお願いいたします。

また、休業明けからようやく基本的な生活リズムが整ってきたところで夏休みに入ります。例年の夏休み以上に「早寝、早起き、朝ご飯」の徹底と、ゲームやスマホ等の使用時間のきまりの厳守をお願いします。

1学期も子どもの大きな事故や新型コロナウイルス感染もなく。無事終わることができそうです。保護者の皆様、見守り隊をはじめとする地域の皆様の御協力に感謝いたします。お子様はもちろんのこと御家族、地域の皆様が、健康で楽しく、この夏を過ごされることを願っております。

夏休み中の学校への連絡について(以下のときは、必ず連絡をお願いします)

- 1 お子さんや御家族が新型コロナウイルスに感染したり、感染者との濃厚接触の可能性があったりしたとき。
- 2 お子さんが、事件事故等(交通事故、水難事故、不審者 等)に遭ったとき。
- 3 出校日(8月21日)に欠席するとき。

「かけがえのない子どもの命」 児童虐待防止のために

学校は、「児童虐待の防止等に関する法律」第6条において、児童虐待（身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト）が疑われる状況が見られた場合、始良福祉部局や児童相談所に通告することが義務づけられています。

よって、学校でも児童虐待の予防・発見に努め、子どもを守っていきます。御理解と御協力をお願いします。

児童虐待の防止等に関する法律 第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。